

GIFU HOZEN

岐阜県環境保全協会報

1992 / 第12号

平成4年6月25日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

社団法人 岐阜県環境保全協会
岐阜市数田1-101 水産会館内

目 次

| | | |
|----------------------------|--|----------|
| 巻頭言 「ご挨拶」 | (社)岐阜県環境保全協会理事長 梶原 拓 (岐阜県知事) …… | 1 |
| 特 報 「春の定期人事異動」 就任あいさつ | 岐阜県衛生環境部次長 交田公也 …… 岐阜県衛生環境部環境整備課長 可児敏彦 …… | 2 3 |
| 特 集 「平成4年度事業方針」 | | 4 |
| 寄 稿 岐阜県の環境保全対策について | 岐阜県衛生環境部環境管理課 …… | 6 |
| 協会だより | | 9 |
| 特別寄稿 「創設期を顧みて」 | (前)本協会専務理事 小林 和 …… | 13 |
| 産廃基金だより 「産廃基金」寄付ご承諾事業所のご芳名 | | 15 |
| 特別寄稿 「水」(この不思議なるもの) | 自然科学技術科学研究所 三浦 隆 …… | 19 |
| トピックス | | 21 |
| 会員の声 | | 22 |
| お知らせ | 産業廃棄物処理業者に関する新規許可講習会の開催 …… 改正廃棄物処理法の施行に伴う法令講習会(予定) …… | 22 24 |
| 編集後記 | 広報編集委員 野村清晴 …… | 24 |

表紙写真

岐阜県の名水、強清水(こわしみず) 中津川市神坂

恵那山の原生林から湧きでる冷たく清澄な水で、標高900mにあり、恵那山登山口の最後の水飲場になっている。市、営林署等による清掃等保全活動が行われている。

(県環境管理課提供)



ご 挨拶

(社)岐阜県環境保全協会
理事長 梶 原 拓
(岐阜県知事)

会員の皆様方には、平素から環境保全に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて本年度は、「岐阜県産業廃棄物対策基金」の造成目標年度にあたります。これまで2か年にわたり皆様方のご尽力により多くの御賛同を得ることができました。しかし、最終目標の達成には会員の皆様を始め、さらに多くの御理解をいただく必要があります。なお一層のお力添えをお願いする次第であります。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正法が昨年10月に成立し、また、もう一方の柱となります「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」が、本年5月に成立いたしました。これらの法律の施行により、設置が困難になっております処理施設の整備が少しでも進み産業廃棄物のリサイクルの推進や、適正な処理が促進されるよう願うところであります。

県におきましては、県民の皆様から寄せられた「夢」をもとに、2020年頃の岐阜県の「かくありたい」姿を描いた「21世紀ビジョン」の策定を進め、本年3月に中間とりまとめをいたしました。このビジョンは将来の目標像を設定し、県民の知恵と力を結集して21世紀にその夢を実現しようとするものです。

そして、このビジョンを実現していくために、2000年までに実施する事業を整理して「夢そだて

10年カレンダー」を作成し、このほど発表させていただきました。これは日本一住みよいふるさとづくりを達成するための必要条件として「便利な」、「豊かな」、「安らかな」岐阜県づくりを、さらに十分条件として「美しい」、「温かい」、「面白い」岐阜県づくりを、また、共通条件として「人」、「家庭」、「地域」、「ネットワーク」づくりを掲げこの区分により主要事業を整理いたしました。

これらは相互に関連しますが、環境保全に関しては、「美しい岐阜県づくり」としてまとめてあり、美しい環境の保全を通じて、美しい心を育てていきたいと考えております。

このためには、廃棄物の適正処理は何より大切な課題になってまいります。またリサイクルの推進は、物を大切に作る心を育てるためにも重要なテーマになってまいります。

協会では、これまでも「産業廃棄物資源化シンポジウム」を岐阜県と共催したり、あるいは、RAP推進事業に着手して、適正処理とリサイクルにむけた活動を積極的に展開しておりますが、今年度も、会員各位の御賛同をいただきまして、「日本一住みよいふるさとづくり」に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

最後に、会員の皆様方の御健勝、御発展を祈念しますとともに、さらなる環境保全の推進に御協力いただきますようお願いいたします。

春の定期人事異動（県、市町村）

県衛生環境部次長に交田公也氏 同部環境整備課長に可児敏彦氏が着任

県衛生環境部においては、次長の鈴木正美氏が西南濃県事務所長に、環境整備課長の交告保朗氏が技術参事兼生活衛生課長にと転出され、後任として交田公也氏、可児敏彦氏がそれぞれ着任されました。

岐阜市においては、これまで産業廃棄物行政を生活環境部環境衛生課で所管していましたが、機構改革により、この4月1日から、同部環境総務課で所管することになり、同部次長兼環境総務課長として後藤行雄氏が着任されました。

なお、平成4年度の行政機関の陣容につきましては、7月1日付で発行予定の「協会要覧（平成4年版）」への掲載をもってご紹介に代えます。

今後、本協会が直接お世話になる県の新任次長、課長さんから、次のような「ご挨拶」を頂きました。



就任あいさつ

岐阜県衛生環境部次長
交 田 公 也

このたびの異動で岐阜県衛生環境部次長に就任いたしましたので、一言ご挨拶申し上げます。

日頃から会員の皆様方には、本県の環境保全に格別のご理解とご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。衛生環境行政に携わることになりましたが、昨今の廃棄物問題はもはや一刻も猶予のない大変重要な問題だと考えております。

3月までは郡上地域で勤務をしております、岐阜県の貴重な資源である大自然の恩恵を毎日受けておりました。緑の山と澄みきった清流とそれを守る地元の熱意を感じて暮らしたわけですが、どんなどころでも廃棄物の適正処理なしには、良質な生活環境を守ることができません。

そういった意味で、この問題の解決に中核として活動されている(社)岐阜県環境保全協会の役割も年ごとに重要性を増しております。

着任してまだ日も浅いわけですが、有害廃棄物の越境異動に関するバーゼル条約の批准の問題やPCB使用電気機器の保管の問題など、なかなか簡単にはいかない問題が山積しており、正直なところびっくりしております。

一方では、貴重な資源としての廃棄物のリサイクルについて、全庁的な課題としてとりあげてきておりますが、各界各層の方のご協力なしには、一歩も進まない裾野の広い問題であると感じております。

さて、こうした中で5月27日に「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」が制定されました。これは、全国的に厳しい反対運動のために産業廃棄物の処理施設の設置ができなくなっている状況を何とかしないと、日本中ゴミで埋まってしまうという危機感から、優良な施

設の建設をバックアップしていこうという法律であると聞いております。

そして来月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正法が施行されますので、皆様方のこれまでに増してのご理解を得まして、廃棄物の

適正処理とリサイクルに全力を傾けてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、(社)岐阜県環境保全協会並びに会員各位の益々のご発展を祈念いたしましてご挨拶いたします。



就任あいさつ

岐阜県衛生環境部環境整備課長
可 児 敏 彦

このたびの異動で岐阜県衛生環境部環境整備課長を拝命致しましたので、一言ご挨拶申し上げます。

会員の皆様には、常日頃からその責務を全うすべく多大のご尽力をいただいております、敬意を表する次第であります。

今や環境問題は世界をあげて地球規模で論議されており、その深刻さは益々増大しております。

そうした背景のなかで、廃棄物のかかわりを今さら申しあげる必要もありませんが、戦後のあのひもじかった生活を経験した一人として、今や経済大国となり、世界をリードするわが国の現状を見るに、余りにも物資豊かな良き時代となり、先々大変不安を感じざるを得ません。

使い捨て、の時代はもはや終わり、限りある資源を大切に、有効に使用することを真剣に考え実行に移していかなければ、後世に大きな禍根を残すのではないかと案ずるのは、決して私一人ではないと存じます。

まず、廃棄物を「つくらない」、「出さない」工夫を一人ひとりがしなければいけないと考えます。最終的に廃棄物がでることは止むを得ませんが、その廃棄物を適正に処理するためには、会員各位の絶大なるご理解とご協力が必要であります。

その処理には、処理施設が必要であります、地域住民は総論賛成、各論反対でなかなか理解が得られないのが現状であります。

これからは、これらの施設がいわゆる迷惑施設ではなく、むしろ地域住民から歓迎されるような施設として計画されることが肝要ではないかと考えます。

廃棄物処理法が大改正され、間もなく政令・省令が公布される運びとなっておりますが、県では、政令・省令の公布を待って関係規則、要綱などの改正を行うとともに、説明会などを実施し関係者に対する改正廃棄物処理法の徹底をはかり、従来にも増し廃棄物が適正処理されるよう協力方願をしております。

また、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」が制定され、法体系の整備が着々と進められており、我々には「山紫水明の岐阜」と言われている郷土をいつまでも後世に引き継いでいく義務があると考えますので、皆様には環境保全の「担い手」として今後も県民の指導的役割を果たしていただきたいと考えます。

最後になりましたが、皆様のご健勝とご活躍さらには貴会の益々の発展を祈念しご挨拶と致します。

平成4年度事業方針

「RAP」を協会活動の基本理念に

去る、3月23日に開催された第5回通常総会において、平成4年度の事業計画及び予算が決定されました。

収支予算額は、一般会計が50,618千円（前年度50,074千円）、産業廃棄物対策基金特別会計が、117,172千円（前年度115,560千円）となり、対前年度比でいずれも1%程度の伸びとなりました。

特に特別会計では、本年度が、基金造成の当初目標額3億円達成の最終年度となりますので、その完遂が見込まれています。

ここでは、この総会で決定された「平成4年度事業計画」の概要をご紹介します。

基本方針

創立以来3年を経過した本協会は、初年度に「体制の整備」2年度に「産業廃棄物対策基金の創設」そして3年度には「RAP推進運動の展開」と、着実にその地歩を固めつつ業績の拡大を図ってきました。

しかし、緊迫した産業廃棄物処理にかかる諸問題の解決にはその緒口さえ掴みえないのが現状であると考えております。さらには、昨年10月に公布された改正廃棄物処理法の施行が、間近に迫っているなど正に重大な時期に直面していると思われれます。

このため、平成4年度においては「RAP推進運動」の一層の浸透を図りながら諸事業を積極的に展開してゆくほか、改正廃棄物処理法の施行を取り巻く諸情勢を的確に把握し、精力的な調査検討を行うこととします。

事業計画

1. RAP推進事業

学識経験者によるRAP推進会議（平成3年9月19日設置：会議員7名）を開催し、産業廃棄物の適正処理に関する諸課題について提言を受け、協会活動に反映させて行きます。

〈参考〉・RAPとは、廃棄物の適正処理に関する基本的行動計画 R-Action Program の略称
 ・Rとは転用 Reform、再利用 Repair、資源化 Recycle の総称で、適正処理の基本理念
 ・「RAP推進運動」については本誌第8号（平成3年6月15日発行）に解説しておきました。

2. 組織強化事業

組織の拡大強化は、三位一対を誇る本協会にとって極めて重要な課題であります。会員数は年々増加の傾向にあるものの更に強力な加入促進運動を展開することとします。特に排出事業所（賛助会員）の加入が期待されます。

3. 産業廃棄物処理施設の共同設置及び技術援助事業

RAP推進事業の推移と密接な連携をとりながら、より強力な事業展開を期して行きます。特に、本年施行となる改正廃棄物処理法に盛り込まれた廃棄物処理センターについて、関係機関の指導等を求めながら慎重かつ早急に結論を得られるよう調整検討を行います。

4. 岐阜県産業廃棄物対策基金の造成事業

3年度目を迎える基金造成事業は、当初目標額3億円の達成に向けた精力的な活動を展開することとします。また、随時基金運営会議を開催し適

正な基金管理に努めます。

5. 調査研究事業

RAP推進会議等の助言を得ながら、各種情報の収集及び解析を行うほか「情報システム」についても検討して行きます。また、近く着手が予定される第4次岐阜県産業廃棄物処理計画策定作業について、本協会としての見解の取りまとめを行うこととします。

6. 教育研修事業

次のような各種研修会等を随時開催するほか、全国的規模の各種展示会等に参加するなど、会員及び関係者の知識向上に努めて行きます。

①経営・労働安全講習会の開催、②学術講演会（RAP講演会）開催、③法令講習会の開催、④先進地・有料施設視察研修の実施⑤その他全国展示会等への参加

7. 相談指導事業

- 1) 会員に対し、産業廃棄物処理に関する各種相談に応ずるほか、必要な技術指導・助言を行います。
- 2) 排出事業所の求めに応じ、適当な処理業者の紹介を行います。
- 3) 県民の産業廃棄物に関する各種相談及び苦情等に対応して行きます。

8. 啓発普及事業

産業廃棄物処理についての実態及び重要性を県民・関係者等に理解して頂くため、県との共催による「地球環境まつり'92」を実施するほか、次

のような事業を随時実施します。

- ①廃棄物に関する体験発表、絵画又はアイデアの募集
- ②各種環境美化運動への協力
- ③優良施設への見学会の実施

9. 不法投棄等監視事業

ヘリコプターによる空中査察とパトロール車による定期的な巡回を並行実施することにより、効率的な監視指導活動を行い、廃棄物の不法投棄等悪質事犯の未然防止に努めます。

10. 経営改善指導事業

1) 中小企業の経営基盤を強化し、経営の健全化を図るため、中小企業診断担当による助言指導等を行います。

2) 労働安全衛生に関する啓発普及に努めます。

11. 情報収集及び会報の発行

産業廃棄物に係る情報を的確に捉え、敏速な伝達に努めるほか定期的に（4回/年）会報を発行します。また、協会要覧（兼会員名簿）を作成配布し関係者の便宜に供します。

12. 協力交流事業

社団法人全国産業廃棄物連合会並びに関連団体との交流を図り、相互理解・協力を努めます。

13. その他関連事業

- ①優良会員等の表彰
- ②行政機関との連携

『花の都 岐阜づくり』運動 に参加しましょう

岐阜県「花の都 岐阜づくり」推進本部

岐阜県の環境保全対策について

環境にやさしい社会の創造に向けて

岐阜県衛生環境部環境管理課

1. はじめに

近年の環境問題は、激しかった昭和40年代の産業公害問題が沈静化する一方で、地球の温暖化、酸性雨などの地球環境問題や都市化の進展・生活様式の多用化などに伴う都市・生活方公害の顕在化など新たな問題が生じています。

このため、国の環境行政の重点も、産業公害対策から地球環境問題への対応策や都市・生活型公害対策へと大きく変化してきております。

また、こうした環境問題の変化に伴い、国においては、総合的な環境行政を進めるために、公害対策の憲法でもある「公害対策基本法」を抜本的に改正した「環境基本法」の制定や環境庁の環境省への格上げなどが検討されており、早ければ、秋の国会に提案される動きとなっております。

こうした国の動向等も踏まえ、以下、本県の環境保全対策について述べさせていただきます。

2. 岐阜県の環境の現況

岐阜県の環境の現況は、公害対策基本法を始めとした各種の公害関係法律、岐阜県公害防止条例などに基づく公害防止対策を積極的に推進してまいりました結果、事業者の皆様方のご協力もありまして、都市内河川の水質汚濁など、引き続き改善に努力しなければならない分野が一部残されているものの、全般的には良好な状況で推移しております。しかし、近年、都市化の進展や生活様式の多様化などに伴い、生活排水による河川の水質汚濁、カラオケ・クーラー等の近隣騒音、増加す

る廃棄物、さらに、モータリゼーションの進展による自動車交通量の増大とそれに伴う大気汚染や騒音の発生など都市・生活型公害といわれる新たな環境問題が顕在化し、良好な環境を守っていくために解決していかなければならない課題が山積しています。

さらに、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染などの地球環境問題といわれる環境変化が大きくクローズアップされ、様々な国際会議の場で、常に取り上げられるなど、今や、世界の関心は、この問題に集まり、その対策が世界的な課題となっております。

また、環境に対する県民のニーズも、生活水準の向上や余暇時間の増大により、高度化し、単に公害の防止にとどまらず、より質の高い快適な環境を求めるようになってきております。

3. 岐阜県の環境保全対策

このように、近年の環境問題は、身近な問題から地球環境問題まで、非常に幅が広く、しかも、ますます複雑化・多様化してきております。

このため、これからの環境保全対策としては、都市・生活型公害や地球環境問題を解決し、快適な環境を創出していくために、これまで講じてきた環境保全対策の充実・強化を図っていくことはもとより、都市・生活型公害対策の推進、地球環境問題への取組、環境にやさしい社会の創造に向けての施策などを積極的に展開していくことが必要です。

(1) 環境保全の充実・強化

本県の環境の現況は、全般的には良好な現況で推移しておりますが、都市内河川の水質汚濁など一部に、さらに改善努力を必要とする分野もあることから、今後も環境保全対策の充実・強化を図っていくことが必要です。

このため、改善が必要な都市内河川の水質浄化対策やスパイクタイヤ粉じん対策などを一層推進していくとともに、汚濁河川の汚染機構の解明等の調査研究を実施することとしています。

さらに、現在の良好な環境を維持するため、環境汚染状況の常時監視、法令に基づく規制・指導の強化、未規制化学物質についての監視・調査など監視・指導の充実を図ってまいります。

〔主な事業〕

- ・水環境管理計画の策定（長良川、木曾川等）
- ・汚濁河川健康診断と治療プロセス調査
- ・公害発生源取締強化（水質、大気等の監視等）
- ・ゴルフ場周辺環境実態調査（71ゴルフ場）

(2) 都市・生活型公害対策の推進

都市・生活型公害は、生活排水による河川の水質汚濁、近隣騒音、廃棄物、自動車による大気汚染・騒音の例にみられるように、汚染の発生者が一方では被害者である場合も多いことから、県民の皆様の理解と協力を幅広く得て適切に対応していくことが必要です。

また、こうした問題は、県民一人ひとりの毎日の生活行動に関係し、発生源も個々には小さいことから、法令等に基づく規制・指導には、必ずしもなじまない面もあり、県民一人ひとりが環境に対する認識を深め、環境に配慮した生活行動を身に付けていただくことが必要です。

このため、本県におきましては、県民の環境に対する意識の高揚を図るとともに、環境に配慮した生活行動を促進するため、「岐阜県環境教育基本方針」を策定し、情報紙の発行などの普及啓発事業を推進するとともに、生活排水による河川の水質汚濁防止のために「生活排水対策重点地域」の指定や身近な環境保全活動の推進としての「ブ

ルーリバー作戦」の展開など総合的な対策を推進しているところでありますが、さらに環境保全施策の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

〔主な事業〕

- ・生活排水対策の推進（下水道、農村集落排水施設等の整備促進）
- ・地域環境普及啓発（環境学習、体験等）
- ・環境にやさしい実践活動調査（団体リスト、活動例集作成）
- ・環境副読本制作（小学校対象）
- ・大気汚染防止推進月間（12月）
- ・都市河川直接浄化モデル（木炭浄化）

(3) 地域環境問題への取組

こうした状況のなかで、この6月3日から12日間の予定のもとにブラジルにおいて、地球環境問題の解決に向け、国連の環境と開発に関する会議、いわゆる「地球サミット」が開催されております。

この会議においては、地球の温暖化対策を初めとするいくつかの国際的合意がなされ、21世紀の地球の環境保全に向け、個人、企業、自治体、政府が実践すべき行動計画「アジェンダ21」が採択されることとなっています。

本県におきましても、かねてより、地球の環境を守ることは、地域の環境を守ることでありとの認識に立ち、環境問題への取り組みを県政の最重要課題のひとつとして、総合的な取り組みを推進するため、「岐阜県環境保全推進本部」を設置しているところであります。この推進本部では、取り組みの基本方針として、環境に配慮した県事業の実施などを定めるとともに、再生紙の使用など省資源を積極的に進める身近な環境保全活動「ラブアースぎふ運動」を展開し、「日本一住みよいふるさと岐阜」づくりに向け、各種の環境保全施策を実施しているところでございますが、今回の地球サミットの成果を受け、さらに環境保全施策の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

[主な事業]

- 酸性雨広域調査 (県内5カ所)
- 酸性雨総合パイロットモニタリング調査
- 低公害車管理普及 (電気自動車)
- 地球環境産業 (エコビジネス) の研究
- 環境保全型都市システム (エコポリス) の研究
- 親子のふれあいラブアース教室 (環境学習)

(4) 環境にやさしい社会の創造に向けて

都市・生活型公害や地球環境問題は、県民一人ひとりの日常生活とも深くかかわりがあることから、県民の皆様自信が毎日の生活行動を見直し、できるだけ環境に影響しないような生活行動を選択し、それを実行に移していくことが求められています。

このため、県民一人ひとりの環境保全意識の高揚を図り、それを家庭や地域さらには、社会全体にまで広げていくことが望まれています。

したがって、人間と環境とのかかわりあいについて、理解と認識を深め、毎日の生活活動を環境にやさしいものとするよう促す環境教育を積極的に推進するとともに、環境と共生する新たなライフスタイルについての合意形成を図っていく必要

があります。

環境資源は、限りあるものであり、しかも世界の人々と共有のものであるとの視点に立ち、現在の環境を良好な状態に保ち、次の世代の人々に引き継いでいくため、私たちの社会を環境にやさしいものに変えていくことを目指して、すべての人がそれぞれの立場で、そのための取り組みを一層推進していく必要があります。

4. おわりに

本県におきましては、以上述べましたような観点から、県の各種事業・施策の中で環境保全対策の推進に努めていくこととしておりますが、その円滑な推進を確保するためには、県民の皆様のご協力は欠かすことができません。

どうか、県民の皆様におかれましては、自らのライフスタイルを見つめ直し、環境に配慮したリサイクル活動、生活排水対策、省資源・省エネルギー行動など、地球にやさしい行動を、地域で、職場で、家庭のなかで、実践していただきますようお願いいたします。



21世紀 美しい岐阜県づくり

自然、環境保全、芸術の振興 ——
『自然の花、を咲かせよう。』

第5回通常総会の開催

去る3月23日、「サンピア岐阜」において、第5回通常総会が、浅野庄一県議会議長（代理・伊藤延秀厚生委員長）、中井勉県町村長会長等多数の来賓のご臨席のもと、盛大に開催されました。

総会は、梶原理事長の「地球的規模で環境問題が高まっているなか、産業廃棄物の適正処理は、緊急かつ重要な課題である…」との力強いあいさつにより開会され、功労者表彰、来賓祝辞等で進められました。

議事は、国島弘理事を議長として、平成4年度の協会活動の方向を決める次の議案が慎重に審議され、いづれも原案どおり可決承認されました。

なお、これらのうち平成4年度事業計画については、本号に特集したとおりです。

第1号議案 平成4年度事業計画について

第2号議案 平成4年度一般会計予算について

第3号議案 平成4年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計予算について

優良会員等の表彰

(1) 社全国産業廃棄物連合会長の表彰

去る6月15日東京のホテルニューオータニにおいて(社)全国産業廃棄物連合会の第8回通常総会が行われました。その席上、全国の産業廃棄物処理事業功労者の同連合会長表彰が行われ、本協会関係者も6人と1事業所が表彰の栄に浴されました。特に県産業廃棄物処理協同組合の元常任理事の故粥川鉦様におかれては、ご生前における我が国の産業廃棄物処理事業の発展に寄与された功績が認められて、異例の死亡後受賞をされました。

栄えある受賞者は、次の方々であります。(敬称略)

○功労者

粥川 鉦 (平成元年4月逝去)

○地方功労者

寿和工業(株)代表取締役会長

清水正靖

日興土木(株)代表取締役

水谷重雄

山村砕石(株)取締役

山村けい

平成舗道(有)代表取締役

鈴木兼利

(株)新木村代表取締役

木村虎男

○地方優良事業所

株式会社春田組



(故) 粥川鉦



清水正靖



水谷重雄



山村けい



鈴木兼利



木村虎男

(2) 本協会理事長の表彰

本協会の表彰制度による産業廃棄物業務功労者の表彰が去る3月23日開催の第5回通常総会の席上において行われました。

栄えある受賞者は、次の方々であります(敬称略)。

○永年勤続功労者

宮川興業(株)業務部課長

伊藤芳子

大太平洋工業(株)安全衛生環境部長

古山嘉美

柳原工業(株)副工場長

早野恵博

日本環境(株)理事

田中二郎

寿和工業(株)常務取締役営業部長

三枝孝子

○創意工夫功労者

濃飛タイル株式会社

株式会社春田組

○業界発展功労者

(株)西濃イノアック相談役

深井正隆

鐘紡(株)大垣工場長

秋田久康

(株)後藤鉄工所専務取締役

後藤利夫

山村砕石(株)取締役
平成舗道(有)代表取締役社長
日興土木(株)代表取締役社長
(株)研木村代表取締役社長
寿和工業(株)代表取締役会長

山村けい
鈴村兼利
水谷重雄
木村虎男
清水正靖



伊藤芳子



古山嘉美



早野恵博



田中二郎



三枝孝子



深井正隆



秋田久康



後藤利夫

(注)全産連会長表彰を受彰された方々のお写真の掲載は省略いたしました。

委員長会議の開催

4月15日、清水副理事長出席のもとで初めての委員長会議が開催されました。この会議は「老化は手足から…」「委員会活動は協会事業推進の柱」とする考え方で開催されたもので、全委員長が出席され終始熱心な討議が重ねられました。

その結果、今後は各委員会を開催しながら機に感じこうした会議を持ち、相互調整を図ることが必要であるとの見解がとりまとめられました。

「'92廃棄物処理展」 視察研修会盛況裡に実施

この視察研修会が、5月11日～12日にかけて実施されました。参加者は三浦研修指導委員長をはじめ34名に及びました。

第1日目はホテル内で「法改正等を中心とした

新しい動き」をテーマに、全員参加型のシンポジウムを開催しましたが、極めて活発な意見交換がなされ予定時間を大幅に超過してしまいました。

第2日目は東京国際貿易センターで開催された廃棄物処理展を視察しましたが、ここでも参加者は終始熱心に展示各社と意見交換を重ねておられ、有意義な企画であったとの評価を頂戴しました。

平成4年度第1回理事会開催

5月28日午前10時から「めしや藪田店」で平成4年度第1回理事会が開催されました。

議案は、平成3年度の事業報告、決算報告等第6回通常総会へ提出する案件が中心でありました。

会議は、理事長欠席のため井口副理事長が議長となって進められ、審議された議案は次のとおりでありましたが、第4号議案及び第5号議案について一部修正が加えられたのち、全議案とも可決承認されました。

第1号議案 平成3年度事業報告について

第2号議案 平成3年度一般会計決算について

第3号議案 平成3年度岐阜県産業廃棄物対策
基金特別会計決算について

第4号議案 役員の選任について

第5号議案 各委員会等構成員の一部変更につ
いて

第6号議案 常勤役員に対する退職手当の支給
について

第7号議案 新規加入会員の承認について

第8号議案 第6回通常総会について

なお、第4号議案は、死亡又は退任された役員の補欠役員を選任したもので、定款の規定により理事会の承認のみで選任される役員と、さらに総会の議決によって選任される役員とがあります。

また、第6号議案は、前専務理事小林和氏の退任にあたっての退職手当であり、報酬規程に基づいた議案であります。

「空き缶クリーン・キャンペーン」行動を展開

岐阜県では、「環境月間運動」の一環として6月5日から11日までを「空き缶クリーン・キャンペーン週間」と定めて、県下一円で各種の行動を展開しました。適正処理委員会(田中一郎委員長)では、これに協力して独自の行動を起こされました。

6月6日(土)午前10時、墨俣一夜城に集合した各委員(参加者12名、トラック2名)は、公園内の清掃を行ったのち、数班に分かれて長良川、掛斐川周辺の空き缶等を集めました。

当日は、梅雨前の蒸し暑い日でしたが、汗をかきながら正午までの奉仕活動でした。

この活動については、6月7日付け岐阜新聞(西濃版)で大きく報道されました。

なお、これとは別に6月5日(世界環境デー)には、事務局が「せせらぎ街道」を中止にパトロール活動を行いました。



作業開始前に、墨俣一夜城公園広場に勢揃いした適正処理委員会の皆さん

各委員会新年度第1回の会議を開催

(1) 広報編集委員会

5月8日午前10時からレストラン・フジで開催されました。山村委員長はじめ6名の委員が出席され、平成4年度の広報誌の発行計画と「会報第12号」及び「協会要覧(平成4年版)」の編集方針が決定されました。

(2) 適正処理委員会

5月28日午後1時から「めしや・藪田店」で開

催され、先ず、前掲の「空き缶クリーン・キャンペーン週間」行事への参加が決定され、次いで本年度の各事業執行方針が決定されました。

特に、処理施設の設置問題については、これら諸問題についての協会としての基本的な対応方法が決定され、また全県的、広域的立場からの処理場設置の基本的構想を検討することとし、これについての検討チームを編成することが決定されました。

(3) 研修指導委員会

6月8日午前10時から「レストラン・フジ」で開催されました。三浦委員長はじめ4名の委員が出席され、平成4年度の事業執行方針等について協議が行われ、特に近く施行される改正廃掃法の説明会の実施については、県、岐阜市との連携のもとに、施行後可及的速やかに、かつ、対象も幅広く行う方向でまとめられました。

(4) 総務委員会

6月12日午前10時から「レストラン・フジ」で開催されました。清水委員長はじめ7名の委員が出席され、平成4年度の事業執行方針等について協議が行われました。

特に、この秋に実施が予定されている「地球環境まつり」の協賛事業への取り組みが協議検討されました。その結果、協会として積極的に参加し、有意義な催しにすることとし、これの企画、立案等は実行委員会を設けて当たることが決定されました。

(5) 基金造成委員会(三役会)

6月12日午後1時から「レストラン・フジ」で開催されました。清水委員長はじめ7名の委員が出席され、平成4年度の基金造成活動計画が協議されました。特に、本年度が最終年度になることから、満額達成を期して、その具体的活動方針が検討されました。

その結果、①8月を募金強調月間とする、②県内へ搬入している県外の排出事業者に対しても寄付を仰ぐ、③募金に当たっては、行政の支援を要請すること、が決定されました。

清水副理事長が全産連の理事に

本協会副理事長清水正靖氏は、6月15日に開催された(財)全国産業廃棄物連合会の第8回通常総会において学識経験者として同連合会の理事に選任されました。

第6回通常総会及び 平成4年度第2回理事会の開催

第6回通常総会が、6月24日午前11時から「福祉・農業会館」で、開催されました。

総会は、梶原理事長の「法制度面の整備も着々と進んでいる『美しい日本一住みよいふるさとぎふ』づくりのため廃棄物問題には本腰を入れる」と強調された挨拶に始まり、国島弘理事が議長となって議事が進められました。

提出議案は、次のとおりでしたが、いずれも全会一致で、原案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成3年度事業報告について

第2号議案 平成3年度一般会計決算報告について

第3号議案 平成3年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計決算について

第4号議案 役員改選について

また、総会終了後、同日午後1時から平成4年度第2回理事会が開催されました。

提出議案は、上記の第6回通常総会で選任された役員についての事務理事等の選任案件等次のおりでしたが、いずれも可決承認されました。

第1号議案 専務理事等の選任について

第2号議案 委員会構成員の一部変更について

第3号議案 新規加入会員の承認について

新入会員の紹介

※平成4年4月1日～平成4年6月24日までに入会され理事会の承認を得た会員は次の通りです。

〈賛助会員〉

| 団体名・社名 | 代表者氏名 | 〒 | 住 所 | TEL |
|---------------|-------|-----|--------------------|--------------|
| 岐阜県舗装技術研究会 | 加納 正義 | 500 | 岐阜市杉山町2番地 | 0582-65-0411 |
| 岐阜県アスファルト合成協会 | 北村 一成 | 500 | 岐阜市杉山町2番地 | 0582-65-0411 |
| 岐阜県建設廃材処理協同組合 | 長屋 寛 | 500 | 岐阜市藪田1-100 第2岐阜県ビル | 0582-74-1066 |
| (財)岐阜県浄水事業公社 | 吉本 幹彦 | 504 | 各務原市前渡西町字猿尾下1521番地 | 0583-86-8330 |

〈参考〉

| 区 分 | H3年度末会員数 | 入会者数 | 退 会 者 数 | 現 在 会 員 数 | 比 較 |
|-------|----------|------|---------|-----------|-----|
| 正 会 員 | 168 | 0 | 4 | 164 | ▲4 |
| 賛助会員 | 35 | 4 | 0 | 39 | 4 |
| 特別会員 | 8 | 0 | 0 | 8 | 0 |
| 計 | 211 | 4 | 4 | 211 | 0 |

新役員の紹介

第6回通常総会（6月24日）及び第1回理事会（5月28日）において、次のとおり補欠役員の選任が行われました。任期は、いずれの方も平成5年6月16日迄であります。

| 欠員となった役員 | | | 選任された役員 |
|----------|--|--------------------|---|
| 職名 | 氏名等 | | |
| 理事 | 戎岡 栄 賛助会員、 名古屋パルプ工業㈱取締役工場長代理 | 転勤 | 大塚 忠勝 前任者に同じ |
| | 小林 和 特別会員、専務理事 | 退職 | 武藤 光明 平成4年3月県職員退職 前：土木部公共用地課長 |
| | 青木重三郎 賛助会員、岐阜県公害防止協会事務局長 | 岐阜県公害防止 協会退職 | 松井 守 平成4年3月県職員退職 前：美濃加茂高等技能専門校々長 |
| | 三島 重郎 特別会員、岐阜県町村長会代表、白鳥町長 | 白鳥町長退任 | 大澤 郁夫 岐阜県町村長会代表、和良村長 |
| | 秋田 久康 賛助会員、 西南濃産業廃棄物処理推進協議会長 鐘紡㈱大垣工場長 | 西南濃産廃推進協 議会会長退任 | 丹羽三千雄 賛助会員、 西南濃産業廃棄物処理推進協議会長 東レ㈱理事・岐阜工場長 |

また、第2回理事会（6月24日）において、次のとおり、専務理事等が選任されました。

- 専務理事 河村 勲 男（前常務理事）
- 常務理事 武藤 光明（新任）

特別寄稿

平成元年4月、本協会が産声をあげた当初から、専務理事として、協会の基盤づくりに献身的なご活躍をされた小林和氏が本年3月31日付けをもって退任されました。

産業廃棄物をめぐる多くの課題が山積するなか体制の整備、「産業廃棄物対策基金」の創設等、「草創期の苦勞」を背負ってこられた3年間であったと思います。

ここに、創設期を回顧された一稿を頂戴いたしましたのでご紹介いたします。

創設期を顧みて

（前）本協会専務理事

小林 和

ことの次第が十分理解出来ないまま再就職の話が既定の事実として進行していた。新らしいとこ

ろは何をしたらいいのか皆目分からない。しかし、しばらくすると誰言うともなく再就職先の様々な

情報が伝わってきた。そこは産業廃棄物処理の団体で4月から発足するとの由、従って設立についての準備は勿論、設立総会には事務局として議案の説明その他一切を取り仕切って欲しいとのことであった。

急な話で戸惑ったが既に賽は投げられ観念する羽目となった。まあそれはよしとしてもそれ以降の新しい組織作りを思うと目眩がする程でしたが一刻の猶予も許されず取り敢えずは、先輩諸団体の規程集等を参考にしながらまさに泥縄式で就業規則等を作り何とか体裁だけは整え第1回の理事会に提案することが出来た。自分なりに万全を期したつもりであったが落度はないか或は予測し得ない質問がでたら……など理事会が終わるまではまさに薄水^{うすみづ}を踏む思いであった。しかし理事各位のご理解によりすべて原案通り承認が得られた時の感慨はひとしおで何事も為せばなると痛感した次第です。

それから一息つく暇もなく適正処理委員会を初め協会活動の実働部隊となる各委員会の発足等体制作りに専念、委員の選任も終え夫々具体的な活動が始まった。特に基金制度検討委員会については、基金の設置計画が諸般の事情により1年繰り上がり、会議の連続で委員の皆様には殊の他お骨折りを願うところとなった。この制度は全国的にもあまり例がなく、不特定の方々にご理解を得るにはどのような方策が考えられるか考えれば考える程迷路に入り込む様で焦りと共に不安な日々の連続となった。幸い県ご当局のご配慮がありこれが誘引となって市町村については大方の理解が得られたが、問題は排出事業者からの協力が果たして得られるか、何を立案するにも、特に暗中模索の状態でした。

そこで基金の趣旨、協力を依頼する事業所の絞り込み、おおよその協力依頼金額の基準設定、予想される質問の答え方等々内部の意思統一を図る必要からこれに相当の時間を費やす結果となった。実際に募金活動を始めてみると、各事業所に

おける理解度の差異が大きく募金は難航、委員のなかには足繁く訪問しやと協力が戴けたと言う例も多く本当に頭が下がる思いでした。窮すれば通ずると申しますが、誠意を以ってあたれば何事も成ると言う教訓を肌で感ずることができ勉強させて頂きました。

こと産廃についてはよく建前と本音が異なると言われます。業者、住民双方のどちらの言い方も一理ありますが、要は夫々自分の側に尺度を置いて議論するところに混迷があると思います。双方の主張を十分きき早く妥協点を見出す様にと言われても妙案のあろう筈もありません。この基金造成を機に、これを挺子に産廃の啓発に努めれば必ずや住民の意識変革も可能ではないでしょうか。また会員の方々も日頃から地域に溶け込み住民との対話、ふれ合いを大事にすることによって事に処する道は自ずと開けるものと思います。

社会の進展に伴い行政の仕組みも複雑化し、それがため行政の対応も時として後手に回ることがあろうかと思いますが願わくは行政としても縦割り型に固執するのではなく場合によっては臨機に横断的な視点で柔軟に対応される様な体制作りが必要ではないでしょうか。何れにしても官と民とが共通の課題については常にその認識に齟齬のない様な情報或は意見の交換を行うことが不可欠ではと思います。私はその意味からも事務局は「幹を支える根の働き」に徹すべきであると思っていました。そしてこのことが協会の発展に寄与するものと自分に言い聞かせてまいりましたが、今にして思えば厚顔無恥で皆様方には随分ご迷惑をお掛けした事が多々あったことと思いますし、また己の無力さを恥入るばかりです。乞うお許しを。

「産業廃棄物対策基金」 寄付ご承諾事業所のご芳名

(平成4年5月31日現在)

「環境を守り、産業を支える」を合言葉に、目標額3億円で、平成2年度から着手した「産業廃棄物対策基金」の造成事業は、いよいよ、本年度はその最終年度となりました。

この2年間、おかげさまで順調に推移し、平成3年度末現在の造成額は、2億円余と年度目標をほぼ達成してまいりました。これも、会員の努力はもとより、偏えに、目標額のうち5,000万円のご寄付をお願いいたしました一般事業所各位の「緊迫した産業廃棄物処理の現状」に対する、深いご理解の賜物と感謝いたす次第であります。

私ども協会といたしましては、最終年度である本年度の目標達成を期し、去る6月12日に開催した基金造成委員会三役会議で8月を募金強調月間と定め、各地区の造成委員を始め、全会員が一致協力し、目標達成に向けて努力することいたしました。関係各位のご理解とご協力をお願いいたす次第でございます。

最後になりましたが、ここに本年5月31日現在ご承諾いただきました事業所のご芳名をご紹介します、深甚なる謝意を表します。

寄付承諾事業所 (五十音順)

岐阜地区

(株)青木染工場
(有)赤穂工業所
朝日精練(株)
厚見製紙(株)
(株)市川金属
今井航空機器工業(株)
岩田光学工業(株)
岩戸工業(株)
岩仲興産(株)
(株)宇野鋳造所
宇部日東化成(株) 岐阜工場
エーザイ(株) 川島工場
榎本工業(株)
(株)大塚紡績工場
(株)岡本
起染色(株)
影山染色(株)

カネカ食品(株)
カルビー(株) 各務原工場
川口染工場
川崎重工業(株) 岐阜工場
カワボウ(株)
カワボウテキスタイル(株)
河村製紙(株)
(有)木曾川染絨
(株)喜多村合金製作所
北村バルブ(株)
岐セン(株)
ギトー食品(株)
岐阜いすゞ自動車(株)
(株)岐阜カクダイ製作所
(株)岐阜加工ベニヤ製作所
岐阜クマニシ染工(株)
岐阜くみあい食鳥(株)
岐阜車体工業(株)
岐阜スバル自動車(株)

岐阜精機工業(株)
(株)岐阜セラック製造所
(株)岐阜高島屋
岐阜トヨタ自動車(株)
岐阜トヨベツト(株)
岐阜日産自動車(株)
岐阜日野自動車(株)
岐阜富士工器(株)
岐阜プラスチック工業(株)
岐阜三星染整(株)
(有)共栄製紙所
(株)共和鋳造所
航空規格工業(株)
郡上紡績(株)
(株)コガネパン
国分木工(株)
近藤満(株)
(株)後藤鉄工所製紙工場
佐野鐵工(株)

産廃基金だより

三喜産業(株)
 三光アルミ(株)
 三晃染色(株)
 (株)三陽電機製作所
 鈴木鋳造所
 住田整染(株)
 篠田電機工場
 (有)柴山染工場
 (株)昭和染工場
 信栄ゴム工業(株)
 新華陽三菱自動車販売(株)
 (株)新岐阜百貨店
 太洋製紙(株)
 大洋鋳造(株)
 大洋紡績(株)
 高岡鋳造(株)
 高橋製紙(株)
 (株)高橋鋳造所
 (有)高橋鉄工所
 (株)田幸
 (有)田中鋳造所
 (有)田中プレス工業所
 玉腰興業(有)
 大東乳業(株)
 中日鋼線(株)
 中部アルミ工業(株)
 千代菊(株)
 都築紡績(株) 鷺沼工場
 T H K(株) 岐阜工場
 (株)テクノ共栄
 天龍工業(株)
 (株)トーカイ
 トヨタカローラ岐阜(株)
 東海カワラ(株)
 東海重工(株)
 (株)東海スプリング製作所
 東海鉄鉄(株)
 東海染工(株) 岐阜工場

東海鋳造(株)
 東洋染色工業(株) 岐阜工場
 (株)常盤電機
 特種製紙(株) 岐阜工場
 徳田工業(株)
 ナイト織興(株)
 (株)ナカシマ
 (株)ナベヤ
 中州製紙(株)
 中日本ダイカスト工業(株)
 (有)中屋染工場
 永田染工(株)
 長良川染工(株)
 名古屋三菱ふそう自動車販売(株)
 鍋屋工業(株)
 南谷染色(株)
 西垣ポンプ製造(株)
 日興毛織(株)
 日幸製菓(株)
 日産サニー岐阜販売(株)
 日産ディーゼル岐阜販売(株)
 日産プリンス岐阜販売(株)
 日本毛織(株) 岐阜工場
 日本高圧コンクリート(株)
 (株)日本タクシー
 日本たばこ産業(株) 東海工場
 丹羽産業岐阜(株)
 丹羽鋳造(株)
 濃飛倉庫運輸(株)
 (株)ハヤシ
 長谷虎紡績(株)
 (株)林鋳造所
 日の丸自動車(株)
 美尾整理(株)
 不二精工(株)
 富士変速機(株)
 福寿工業(株)
 福徳工業(株)

福村製紙(株)
 (株)文溪堂
 ホラタ工業(株)
 (株)ホンダクリオ岐阜
 (株)ホンダベルノ岐阜
 堀場染色(株)
 (有)松岡鋳造所
 丸栄コンクリート工業(株)
 丸京染色(株)
 丸盛パイル(株)
 丸伴化学工業(株)
 ミズタニバルブ工業(株)
 (有)三里鋳造工業所
 (有)三井鋳造所
 三浪工業(株)
 ムトー精工(株)
 (株)モーリタン
 モルザ(株)
 森田鋳造所
 (有)ヤマセン
 靖和染色(株)
 (有)安田商店
 山口鋼業(株)
 山口染色(株)
 山田染絨(株)
 (有)山本ボイラー製造所
 (株)和井田製作所

西濃地区

アルナ工機(株) 養老工場
 旭化成工業(株) 穂積工場
 朝日興業(株)
 味の素冷凍食品(株)
 天野製菓(株) 養老工場
 (株)イノアックコーポレーション
 南濃事業所
 (株)伊藤精密製作所
 揖斐川工業(株)
 M R C テックス(株)

大垣化成工業(株)
 大垣ニチゴー産業(株)
 (株)大鹿印刷所
 小里機材(株)
 カネボウ光陽(株)
 鐘紡(株) 大垣工場
 神鋼造機(株)
 (株)紀文フードケミファ 岐阜工場
 岐阜カリモク(株)
 クラレプラスチック(株) 伊吹工場
 グリコ協同乳業(株) 中日本事業(株)
 (株)黒田精機製作所
 コーテック(株)
 小泉工業(株)
 (株)郷鉄工所
 後藤段ボール(株)
 サンケミカル(株)
 三光化学工業(株)
 三宝化学工業(株) 大垣工場
 三洋電機(株)
 人事本部岐阜管理センター
 昭和コンクリート工業(株) 揖斐川工場
 シンコー工業(株)
 新興鋳物(株)
 スイトタクシー(株)
 (株)西濃イノアック
 西濃運輸(株)
 (株)太平洋工業(株)
 (有)高田工業
 大日金属工業(株) 岐阜事業所
 大丸松下食品(株)
 千代田工業(株)
 都築紡績(株) 糸貫工場
 帝国繊維(株) 大垣工場
 帝人(株) 岐阜事業所
 (有)トモエ商店
 東栄化工(株)
 東海森紙業(株) 岐阜事業所
 東海ロール(株)

(株)東神電気 揖斐川工場
 東神電工(株)
 東邦レーヨン(株)
 豊島紡績(株) 神戸工場
 (株)ナイガイテキスタイル
 長良製紙(株)
 中村製紙(株)
 日東あられ(株)
 日本インシュレーション(株)
 生産事業部
 日本合成化学工業(株) 大垣工場
 日本耐酸塩工業(株)
 日本ハイモ工業(株)
 日本無機(株) 垂井工場
 八州金属(株)
 (株)原織機製作所
 平井精密工場(株)
 富士加工(株)
 二村化学工業(株) 大垣工場
 ヘキスト合成(株) 大垣工場
 松下電子部品(株) 高周波部品事業部
 丸山工業(株)
 美津濃(株) 養老工場
 三菱パーリントン(株)
 明治製菓(株) 岐阜工場
 安田金属工業(株) 岐阜工場
 ユニチカ(株) 垂井工場
 ヨーコン(株) 岐阜工場
 (株)吉田ハム
 吉田木材(株)

中濃地区

今仙電機製作所可児工場
 (株)大雲製紙
 (有)小川建材
 小川産業(株)
 (株)カネ三生コンクリート
 カヤバ工業(株) 岐阜事業所
 貝印カミソリ工業(株)

(株)神代鉄工所
 (株)神測カヤバ製作所
 加根丈製紙(株)
 川一製紙(株)
 (株)川辺カヤバ製作所
 協同組合岐阜県可児工業団地管理センター
 岐阜県東濃生コン協同組合
 (株)甲山製作所
 佐藤化学工業(株)
 白川生コン協業組合
 白鳥アイチーエマソン(株)
 (株)鈴木石油店
 (株)大翔製紙加工
 大栄住宅(株) 可児工場
 大福製紙(株)
 中日本スイッチ(株)
 東栄管機(株)
 東邦紙業(株)
 (株)東洋工機
 東和耐火工業(株)
 名古屋バルブ(株)
 (株)名古屋螺子製作所
 日産コンクリート(株)
 日本情報用紙化工(株)
 日本パワーステアリング(株)
 岐阜工場
 濃飛タイル(株)
 野田産業(株)
 フェザー安全剃刀(株)
 藤田製紙(株)
 不二見セラミック(株) 岐阜工場
 富士電機冷機製造(株)
 二村化学工業(株)
 船橋物産(株)
 (株)古田鉄工
 (株)洞戸化成
 (株)マツバラ
 牧製紙(株)
 丸ス産業(株)

産廃基金だより

美濃アルミ(株)
美濃桜製紙(株)
三輪製紙(株)
武勝製紙(株)
(合)武藤商店
(有)村井製紙所
(株)ライクスタカギ
ライン生コン(株)

東濃地区

アイカ電子(株)
愛岐工業(株)
(株)青山製作所恵那工場
(株)明智INAX
明智硝子(株)
明智セラミックス(株)
(株)イワビシ
泉陶磁器工業協同組合
市之倉陶磁器工業協同組合
伊原高圧継手工業(株)
(株)恵那峡ランド
(株)恵那金属製作所
恵那陶磁器工業協同組合
笠原陶磁器工業協同組合
北恵那交通(株)
(株)協信
協和ダンボール(株)
岐阜県耐火煉瓦工業組合
駄知陶磁器工業協同組合
下石陶磁器工業協同組合
鈴木工業(株)
全国モザイクタイル工業組合

ソニー瑞浪(株)
ダイセン(株)
大興工業(株)
高田陶磁器工業協同組合
滝呂陶磁器工業協同組合
多治見陶磁器工業協同組合
中央板紙(株)
(株)中央物産
妻木陶磁器工業協同組合
(株)TYK
テイネン工業(株)
(株)トキワ
東栄製紙工業(株)
東清運輸(有)
東濃工業(株)
東濃鑄造(株)
土岐津西部陶磁器工業協同組合
土岐津陶磁器工業協同組合
中津紙工(株)
原水箴蛙目工業協同組合
肥田陶磁器工業協同組合
(株)富士カントリー
明智ゴルフ倶楽部ひるがのゴルフ場
富士通テン(株) 中津川工場
北陸森紙業(株) 大井製紙事業所
瑞浪陶磁器工業協同組合
本州製紙(株) 中津川工場
本多金属工業(株)
(株)前野工業所中津川工場
(株)ミハト
三菱電機(株) 中津川製作所
美濃工業(株)
美濃窯業(株) 瑞浪工場

明光化成工業(株)
八百健(株)
(株)山加商店
(有)山正環境管理
ユニオンエレクトクス(株)
リコーエレメックス(株)

飛騨地区

アルプス薬品工業(株)
柏木工(株)
(株)金山カヤバ製作所
神岡鋳業(株)
神岡部品工業(株)
日本レザボン(株) 生産本部
飛騨運輸(株)
飛騨産業(株)
吉城薬品工業(株)

| | |
|------|------|
| 岐阜地区 | 158社 |
| 西濃地区 | 76社 |
| 中濃地区 | 53社 |
| 東濃地区 | 60社 |
| 飛騨地区 | 9社 |
| 合計 | 356社 |

水

(この不思議なるもの)

自然科学技術研究所

所長 三浦 隆

(名古屋市東区東桜1-3-2)

わたし達の身の回りであって、余りにも当たり前のため、今まで、関心が払われなかったものに、「水」と「空気」があります。その一つである「水」について考えてみると、わたし達の身体の大部分が「水分」から出来ていることはよく知られていますし、生まれたときの産湯から始まったこの「水」とのお付き合いは、末期の「水」に至るまで、終生切っても切れないものかあります。

古来から、「水は方円の器にしたがう」といわれていますように、容器によってその姿をかえることを意味していますが、もう少し意味の取り方を変えてみますと、相手によって夫々に対応すると考えることが出来ます。

自然界の「水」の姿を見ますと、川や湖沼、海としてわたし達の目を楽しませてくれるだけでなく、その表面から、目には見えない姿の水蒸気となって、限りなく広がる大地に向かって、常に蒸発をしています。そして、やがて、雨や雪となって、再び地表に戻ってきます。このように、気象条件などによっては、霞や霧となって、夫々の季節感を与えたり、厳寒の折には、霜柱や氷となってわたし達の目に触れています。さらに、深く観察しますと、その姿が違うことによって、「水」そのものの中身が違っていることがわかってきました。

クリスマスになると、街の方々に、六角形の雪の結晶が描かれて、その雰囲気を盛り立てていますように、北大の中谷先生のご研究で、いろいろな形の結晶が明にされています。また、最近の核磁気共鳴現象（大病院で行われている頭の内部の

断層写真などを撮る装置に使用されています。）を利用した研究によりますと、水の分子は、単独ではなく、幾つかの分子が結合した状態で存在していることが実証されてきました。

わたし達が「水」を離れて生活できないこと知っていても、毎日、飲んでいる「水」を離れて生活できないことは知っていても、毎日の飲んで「水」に対する気配りがされているとは、申せませんが実状ではないでしょうか？ 浄水場で或一定の基準を守るため、幾ら浄化しても、途中の浄化槽の問題があり、取水源の汚染に伴う処理薬品量の増加（特に塩素滅菌）は、塩素の過剰注入をもたらし、本来の「水」の味を損なうばかりでなく、いろいろな局面での問題を抱えております。安心して飲める「水」の時代から、おいしい「水」への転換を余儀なく迫られ、好むと好まざるに拘らず、健康によい「水」が真剣になって止められてきました。

安心して飲めるためには、まず、汚染がないことが前提となりますので、飲料水判定基準に適合することが必要になります。この面では、水道事業法で決められた方法で供給されている上水道は、問題ありませんが、建築基準法では、マンションなどでは、上水道をを、一旦、受水槽に貯めてから、各戸に供給することになりますので、この辺りが問題となるようです。また、大腸菌の殺菌に使用される遊離塩素は両刃の剣で、反面、いろいろと問題を醸し出していることは新聞紙上で取り上げられています。

余分な塩素が「水」の味を損なうことは言う迄

もありませんが、わたし達が進化の過程で遺伝子をなくして、自分の身体で造ることのできないビタミンCを破壊することも、よく知られています。安心して美味しく飲むためには、この余分の塩素を取り除く必要がありますし、美味しく飲むためには、ミネラル分が、或る程度入っていることが望ましくなります。健康に良い「水」とするためには、このミネラルの成分バランスが良いこと、

摂取したミネラル分が身体に吸収され易くすることが肝要となります。

見た目にはかわらない「水」の裏側にも、このような背景がありますし、身体のために、良「水」を創るため、わたし達のグループでは、地道な研究が続けられています。

(本稿は、山村広報編集委員長のご配慮によりご寄稿いただいたものです。)

名水百選

環境庁は、1985年に、日本全国に存在する清澄な水について、水質、水量、国辺環境、親水性等の観点から優れたものの再発見に努め、国民一般にそれらを紹介し、国民の水質保全への関心を呼び起こすことを目的として、また、良質の水資源、水環境の積極的な保護への参加を期待して、「名水百選」を選定しました。

その後、この「名水百選」が国民の間に広く関心をもたれ、水環境の保全、保護活動が一層盛んになってきています。

岐阜県の「水」では、**長良川中流域、養老の滝、菊水泉と宗祇水**の3ヶ所がこの「名水百選」に選ばれていることは、よく知られています。

岐阜県の名水

岐阜県の「名水」で環境庁の「名水百選」に選ばれたのは上の3ヶ所ですが、本県の「名水」は、まだまだ多く残っています。そこで、これらの優良な水環境を多く選定して、広く県民に紹介することにより、水に対

する関心を高めるとともに、優良な水環境を大切に保全していく活動が一層広がることを期待して、岐阜県では、昭和61年度に、「名水百選」の3ヶ所の外に50ヶ所を「**岐阜県の名水**」として選定しました。

「名水百選」にしても、「岐阜県の名水」にしても、いわゆる「うまい水」、「水に関する景勝地」を選定しようとするものでなく、水を取り巻く今日の社会的、経済的状況の下において、なお、良好な水環境を保全していること、特に、地域住民等による保全活動によって守られていることが重要であるとされています。

本誌では、県衛生環境部環境管理課のご好意により、表紙に「岐阜県の名水」を採用させていただくことになりました。本号では、手始めに「強清水（こわしみず）」を掲載しますが、以下、号を追って、順次「岐阜県の名水」を紹介させていただきます。

県シンクタンクが「産廃処理実態調査」結果を公表

県シンクタンクでは企業や行政機関に対し、産業廃棄物対策のための基礎資料を提供することを目的として、昨年12月に「産廃処理実態調査」を実施した。

県内の鉱業や建設業、自動車小売業、洗濯業、病院などの中小企業一千社を対象としたもので、5月25日にその結果を公表しました。

それによりますと回答率は47.7%で、次のような特徴が見受けられたとのことであります

①自社または共同処理 3割強

処理業者委託処理 5割以上

理由：「処理施設がない」、「委託した方が安上がり」、「排出量が少ない」

②5割近くの企業がマニフェストを未発行

③将来に望む処理形態

「公共団体による処理を期待」 43.3%

「処理業者委託」 24.0%

なお、5月26日付け日刊紙（朝刊）に関連記事が掲載されました。

産廃特定施設整備促進法が成立

「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」が5月19日参議院を通過し、20日の本会議で成立しました。

この法律は、民間業者などによる処理処分施設の設置が年々困難になってきたことから、二以上の処理施設や地域への福利施設などからなる「特定施設」をモデル事業として整備しようとするのです。

当面、年間5～6ヵ所整備することで地方公共

団体や民間施設の設置にはずみをつけようと考えられています。

その推進力としては、地方公共団体と民間が国の補助を受けて新たに設置する「産業廃棄物処理事業振興財団」が、目標額約130億円の基金をもとに、民間金融機関による総額1,720億円にのぼる各種融資への債務保証や起業化、研究開発へのバックアップにあたることとなります。

適正処理マスコットの名前「てき丸君」と決まる

(社)全国産業廃棄物連合会では、先般来、「産業廃棄物適性処理のためのマスコット」のネームを募集していました。当協会でも本誌第11号（平成4年3月25日発行）紙上をもって皆さんにご協力をお願いいたしました。たくさんの応募の中から「産業廃棄物の適正処理を推進する」という趣旨から「てき丸君」が選定・決定されました。

今後、処理現場をはじめ、広く産業廃棄物処理の重要性や、産業廃棄物処理業の必要性をアピールするキャラクターとして、活躍が期待されています。

そのポスターを本号裏表紙裏に掲載しておきました。

○協会活動に排出事業者の声を！

定款によれば、排出事業者は賛助会員となる。そのためか、協会に加入されている排出事業者の数は極めて限られている。「環境に優しい産業活動」が叫ばれるなかで、産業廃棄物の適正処理は企業にとって極めて関心の高い課題となっている。排出事業者が参加し易い体制づくりを含め、加入促進に努力されるよう希望する。

(特別会員：4月5日)

○廃棄物処理センターの具体像を！

改正処理法は規制の強化だけが目立ちます。そのなかで廃棄物処理センターに関する規定に深い関心を向けているのは、私だけではないと思います。

業界紙によりますと厚生省は「10年間に全国に設置」と伝えていますが、岐阜県の場合はどのよ

うになっているのか判りません。このようななかで、三重県ではいち早く検討チームを編成したと風聞しています。

処理施設々置に苦悩している私たちにとって、規制強化のみを説明されるのではなく、明るい材料も提供して欲しいと思います。今ではこのセンターの設置が私たちに明るい材料であるか否かさえ判断できませんが？ (正会員：4年3月)

○地域産業廃棄物処理推進協議会活動に協力を！

各保健所毎に設置されている協議会との連携プレーができれば、より効率的な活動が展開できると思います。協議会は排出事業所が中心になって組織され、参加事業所数も限られておりますが、事業面だけでも協会の支援が頂戴できればと考えます。(賛助会員：4年4月)

平成4年度厚生大臣認定「産業廃棄物処理業者に関する新規許可講習会」の開催日程決まる

改正廃棄物処理法の施行作業のため大幅に遅れていた本年度の「新規許可講習会」の開催日程が別表のとおり決まりました。

この講習会の申込書・案内書等は7月下旬以降には配布することができますので、受講を希望される方は当協会までお申し込み下さい。(既に、当協会に受講希望を申出ておられる方につきましては、改めて申し込みをいただくまでもなく、申込書をお送りします。)

なお、受講を希望されるにあたっては、次の事項について、予めご留意ください。

- ① 「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」では、当該許可を受けようとする処理業者本人(法人にあっては、当該法人の代表者又は当該許可に係る業務を行う役員)が受講するよう定められていること。
- ② 受講申込書は、受講を希望される開催地の申込先(受付機関；開催都道府県の産業廃棄物協会(京都府は産廃処理業協同組合))へ送付されること。(事前に電話等で問い合わせるか、予約されることが望ましいこと。)

別表 平成4年度厚生大臣認定新規許可講習会開催日程

| 開催地 | 産業廃棄物処理業者 | | | 特別管理産業廃棄物処理業者 | |
|------|------------|-----------|-----------|---------------|-------------|
| 北海道 | 8月/25-28 | 9月/17-18 | | | |
| 青森県 | | | | 12月/1-4 | |
| 岩手県 | 10月/6-9 | | | | |
| 宮城県 | 11月/4-5 | | | 10月/5-8 | |
| 秋田県 | 2月/3-4 | | | | |
| 山形県 | | | | | |
| 福島県 | 10月/27-30 | 12月/8-9 | | 2月/15-20 | |
| 茨城県 | 8月/18-19 | 10月/6-9 | 2月/4-5 | 2月/23-26 | |
| 栃木県 | 9月/16-17 | 10月/13-16 | | 12月/7-10 | |
| 群馬県 | 9月/29-30 | | | | |
| 埼玉県 | 9月/8-11 | 10月/13-14 | 1月/26-27 | 11月/24-27 | |
| 千葉県 | 9月/3-4 | 10月/12-15 | 11月/16-17 | | |
| 東京都 | 9月/17-18 | 11月/25-26 | 2月/9-10 | 12月/14-17 | 1月/11-16 |
| 神奈川県 | 11月/5-6 | 1月/26-29 | 2月/23-24 | | |
| 山梨県 | 8月/27-28 | | | | |
| 新潟県 | | | | 9月/22-25 | |
| 富山県 | 8月/31-9月/1 | 10月/27-30 | | | |
| 石川県 | | | | | |
| 福井県 | 8月/21-22 | | | | |
| 長野県 | | | | 9月/28-10月/1 | |
| 岐阜県 | | | | | |
| 静岡県 | 9月/8-9 | | | | |
| 愛知県 | 10月/28-29 | | | | |
| 三重県 | 10月/13-16 | | | | |
| 滋賀県 | 8月/20-21 | | | 2月/23-26 | |
| 京都府 | | | | | |
| 大阪府 | 10月/6-7 | 1月/18-21 | | 12月/16-19 | 2月/1-6 |
| 兵庫県 | 10月/21-22 | 1月/26-27 | | 11月/24-27 | |
| 奈良県 | | | | | |
| 和歌山県 | | | | | |
| 鳥取県 | 8月/20-23 | 9月/4-5 | | | |
| 島根県 | 9月/17-18 | 11月/9-12 | | 9月/29-10月/2 | |
| 岡山県 | 10月/20-21 | | | | |
| 広島県 | 8月/25-26 | 9月/8-11 | 1月/19-20 | 2月/16-19 | 9月/30-10月/3 |
| 山口県 | 11月/10-13 | 11月/17-18 | | | |
| 徳島県 | | | | | |
| 香川県 | 9月/25-26 | 10月/27-30 | | | |
| 愛媛県 | 9月/3-4 | 10月/20-23 | 1月/20-21 | 11月/16-19 | |
| 高知県 | 11月/5-6 | 2月/2-5 | | | |
| 福岡県 | 11月/11-22 | 12月/7-10 | 1月/27-28 | 2月/15-18 | |
| 佐賀県 | 8月/26-27 | | | | |
| 長崎県 | 9月/1-2 | | | | |
| 熊本県 | 9月/24-25 | 11月/10-13 | | 2月/16-19 | |
| 大分県 | 8月/25-26 | 12月/2-5 | | | |
| 宮崎県 | 9月/8-11 | 11月/5-6 | | | |
| 鹿児島県 | 10月/21-22 | 11月/17-20 | | | |
| 沖縄県 | | | | | |

(注)・ は収集運搬課程 は処分課程

・月の表示で1月、2月、3月は平成5年であること。

改正廃棄物処理法の施行に伴う

法令講習会の開催（予定）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律を改正する法律が来る7月4日に施行されることになりました。

現在、改正法関連の政・省令、運用通知等が、改正法施行に合わせ整備されております。

当協会としても、広く会員に、改正による新制

度の周知、徹底を図るため県との連携のもとに改正法関連の法令講習会を計画しております。

講習会の開催日時、方法等は、研修指導委員会が中心となって検討しておりますが、開催は8月下旬以降となる見通しです。

編集後記

皆々様、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

昨年10月に施行20年来の大改正がなされた廃掃法も近々に施行されることになりました。

年々増え続ける廃棄物は、自治体・諸企業の皆様が直面する大きな問題となっております。使い捨てを身につけ、ぜいたくに慣れきった今日、まだまだ廃棄物は、急減しないのではないのでしょうか。

リサイクル、リサイクルとは言うものの現在の先行き感では、資源化のためリサイクルした品物が、さらに廃棄物として処分される可能性も多々

あり、処分地にも限界があります。地球の見地から、有限な資源の再利用を促進しなければなりません。

廃棄物問題の解決こそ、人々が健康で快適な生活を維持するための最重要課題ではないでしょうか。皆様方のお考えはいかがでしょうか。

皆様方の多大なる御協力と事務局の御苦勞により、ここに、会報第12号が発行に至りました。広報編集委員会では、皆様の御意見、情報をお待ちいたしております。

（広報編集委員 野村清晴）

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 蒔田 浩

委員 松井 守 各務 遼 菅原 一郎

野々村 清 野村 清晴

（この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用しております。）

ボクといっしょに

適正処理を進めよう。

全国の皆さまから「マスコット・ネーミング募集」に多数のご応募をいただき、ありがとうございました。厳正な審査の結果、「産業廃棄物を適正に処理する」という趣旨から名前を決定いたしました。ご応募いただいた皆さまには、マスコットのネーム入り粗品を進呈いたします。今後とも、わが国の廃棄物問題の解決に向けて常に努力を続けてまいります。当連合会に対するご意見ご要望等をお寄せ下さいますようお願い申し上げます。

「とき丸君」です。
かわいー名前、おこがしい。



産業廃棄物の適正処理をテーマに
皆さまとともに歩んでまいります。
よろしくお願い申し上げます。

社団法人全国産業廃棄物連合会

〒100 東京都千代田区永田町1丁目11番28号 相互永田町ビル5F TEL.03(3593)0011 FAX.03(3580)5666



協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成4年6月25日発行

第12号

編集
発行 社団法人 岐阜県環境保全協会

理事長 梶原 拓

〒500 岐阜市藪田1丁目101番地 水産会館1階

TEL 〈0582〉 72-9293

FAX 〈0582〉 72-6764

印刷 共和印刷株式会社

